

京都市職員共済組合定款の一部変更を公告する。

平成18年3月29日

京都市職員共済組合

理事長 松井 珍男子

京都市職員共済組合公告第18号

第35条中「1,000分の1.1125」を「1,000分の1.1875」に、「1,000分の0.89」を「1,000分の0.95」改める。

附則第2項中「1,000分の0.89」を「1,000分の0.95」に改める。

附則第6項中「平成17年度」を「平成18年度」に、「2,090円」を「889円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成18年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(総務局人事部厚生課)